平成２４年（フ）第４１号
京都府船井郡京丹波町豊田シミ98番地３
債務者　中野美佐代
１　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第４号
兵庫県加東市下滝野４丁目66番地　コーポ長谷川103号
債務者　吉田　勝次
１　決定年月日時　平成25年３月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第５号
大分県日田市大字高瀬655番地１　ディアスＪ・Ｕ－Ａ棟101号
債務者　髙瀬　　滋
１　決定年月日時　平成25年３月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２５年（フ）第７号
大分県日田市淡窓１丁目６番５号　メゾン淡窓203号
債務者　川津　沙織
１　決定年月日時　平成25年３月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第２４５号
釧路市緑ケ岡１丁目２番12号
債務者　山田　敬一
１　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月24日午前10時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第２４６号
釧路市緑ケ岡１丁目２番12号
債務者　山田　由結
１　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月24日午前10時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１４号
熊本県八代郡氷川町宮原494番地６
債務者　谷本　貞光
１　決定年月日時　平成25年３月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月22日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第１４２号
東京都昭島市拝島町３丁目17番12―302号
債務者　坂田　政勝
１　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３９８号
東京都東大和市桜が丘３丁目44番地の31桜が丘団地12―803号
債務者　森川　　鼓
１　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月25日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１４４号
東京都立川市砂川町８丁目77番地の10ファミネス上台103号
債務者　佐藤美由紀
１　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８６号
静岡県浜松市中区萩丘２丁目12番202号　市営住宅引馬棟
債務者　髙山　節子（旧姓荻村）
１　決定年月日時　平成25年３月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月26日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第８７号
静岡県浜松市中区萩丘２丁目12番202号　市営住宅引馬棟
債務者　髙山　正義（旧姓荻村）
１　決定年月日時　平成25年３月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月26日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３２号
栃木県矢板市塩田1339番地94
債務者　半田　喜満
１　決定年月日時　平成25年２月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４５号
栃木県日光市猪倉3214番地２
債務者　半田　正幸
１　決定年月日時　平成25年２月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６４号
栃木県矢板市木幡714番地６　アレストキバタ103号、前住所栃木県矢板市境林910番地
債務者　橋本　美里
１　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第７０号
栃木県宇都宮市宮本町７番８号
債務者　村元　将之
１　決定年月日時　平成25年３月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係